

ふ子第2442号
令和5年3月23日

放課後児童クラブ保護者 各位

ふじみ野市長 高 畑 博
(公 印 省 略)

ふじみ野市立放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置の終了について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、令和2年4月以降、保護者の皆様には新型コロナウイルス感染拡大防止の対策といたしまして、市からの協力保育の要請に御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年3月現在、新型コロナウイルスの感染者数が全国で大幅に減少する中、国ではマスクの取り扱いに関する見直しや新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることが示されるなど、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方として、行動制限の緩和が行われております。

このような国の取り組み状況等を踏まえ、本市の放課後児童クラブにおきましては、市からの協力保育の要請に係る特例措置として月を跨ぐ連続した休室及び半月毎の休室を認めることとしておりましたが、令和5年3月20日を期限として申請をいただいた令和5年4月分までの休室申請をもちまして、終了とさせていただきます。

なお、放課後児童クラブの入室期間は4月から3月までの1年間としていることから、令和5年3月と令和5年4月を跨った休室に限っては連続した休室として取り扱わないことを申し添えます。

問合せ先

子育て支援課子育て支援係

電話 049-262-9033（直通）

○ 令和5年4月以降の休室〔参考〕

令和5年3月		令和5年4月		
20日		1日	5日	20日 月末
ひと月分	申請可			申請不可
月の前半分 (1日から15日まで)	申請可			申請不可
月の後半分 (16日から月末まで)		申請不可		

※ 令和5年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止を含め、月を跨る連続した休室は申請できません。

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由として、令和5年3月に放課後児童クラブを休室した児童につきましても、同様の理由で申請手続きを期限内に申請した場合に限り、令和5年4月の休室も可能です。